実施	平成27年度

事務事業事後評価表

≪基本情報≫

事務事業の名称 【1】	妊婦健康診査事業	所管課 【2】	保健予防課
		評価者(担当者)	森 千絵

総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	⑤いきいきと暮らせる福祉のまちづくり	重点施策 【4】
	主要施策(節)	(2)保健活動の推進	
	施策区分	(1)保健活動の推進	☐該当
	(市民意識調査結果)	☐【A】重点改善領域 ☑【B】重点維持領域 ☐【C】観察領域 ☐【D】維持領域	
実施の根拠(複数回答可) 【5】	☑市長公約 ☐新市建設計画【 年度予定 : 金額 千円】		
	☑法令、県・市条例等【 母子保健法、玉名市妊婦健康診査費補助金交付規則 】		
	☑その他の計画【 市次世代育成支援行動計画(後期計画) 】 ☐該当なし		
事業区分 【6】	☐ソフト事業 ☑義務的事業 ☐建設・整備事業 ☐施設の維持管理事業		
	☐内部管理事務 ☐計画等の策定事務		
会計区分 【7】	☑一般会計 ☐特別・企業会計【 】	款 4 項 1 目 3 細目 1	

≪事務事業の目的≫

事務事業の実施背景(どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	熊本県は低出生体重児出産が他県に比べて多く、また全国的には妊娠中に1度も健診を受けずに飛び込み出産を迎える未管理妊婦が問題となっているため、安心・安全な出産を迎えるために妊婦健診を受けやすい体制づくりを行う必要があるため。
対象(誰、何に対して) 【9】	本市に住所を有し、かつ母子健康手帳の交付を受けている妊婦。
意図(どのような状態にしたいのか) 【10】	妊娠経過に応じた健康管理及び健やかな妊娠・出産を迎えるために定期健康診査を実施する。

≪事務事業の概要≫

事業期間 【11】	☐単年度のみ 【 年度】 ☑単年度繰返し 【 H17 年度から】 ☐期間限定複数年度 【 年度～ 年度まで】
事業主体 【12】	☐国 ☐県 ☑市 ☐民間 ☐その他【 】
実施方法 【13】	☐直営 ☐全部委託 ☑一部委託 ☐補助金等交付 ☐その他【 】

事務事業の具体的内容 【14】	14回の妊婦健康診査費の助成(妊婦健康診査受診票交付)により、定期的に妊婦健康診査を受診し、妊婦・胎児の健康状態を確認する。	⇒ 事務事業を構成する細事業 【15】 ① 妊婦健康診査事業 ② ③ ④ ⑤

≪事務事業実施に係るコスト≫

			H24年度決算	H25年度決算	H26年度決算	H27年度予算	全体計画
投入コスト	事業費(千円)	国庫支出金 %					
		県支出金 50 %	15,938				
		起債 %					
		受益者負担					
		その他					
		一般財源	33,682	48,643	48,278	51,118	
		【16】 小計	49,620	48,643	48,278	51,118	0
		[再掲]臨時・非常勤職員人件費(千円)	695	317	0	0	
	人件費	職員人工数	0.27	0.14	0.26	0.26	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,610	5,424	5,424	5,424	
		【17】 小計	1,515	759	1,410	1,410	
合計			51,135	49,402	49,688	52,528	

≪事務事業の手段と活動指標≫【18】

事務事業を構成する細事業		手段（細事業の具体的内容）	活動指標	単位	H24実績	H25実績	H26実績	H27計画
①	妊婦健康診査事業	14回の妊婦健康診査受診票を交付する。	受診票交付人数	人	600	615	600	600
②								
③								
④								
⑤								

≪事務事業の成果≫【19】

成果指標（意図の数値化）		計算方法又は説明	単位		H24目標 / H24実績	H25目標 / H25実績	H26目標 / H26実績	H27目標
1	低出生体重児出産率	全出生児に対する出生体重が2,500g未満の出生児の割合。	%	目標	8.0	7.5	8.0	8.0
				実績	7.9	8.5	8.6	
2	妊婦受診票初期交付率	妊娠11週以内に受診票を交付した妊婦の割合。	%	目標	90.0	92.0	92.0	92.0
				実績	91.1	90.3	91.2	

≪事務事業の評価≫

評価項目		評価の視点	評価	評価の説明
妥当性〈判定〉	実施主体の妥当性【20】	市が実施すべき事業か。また、民間やNPO等他の団体では実施できない事業か。	☐問題あり ☐問題なし	
	目的の妥当性【21】	税金を使って達成する目的か。また、市民ニーズの低下により役割が薄れていないか。	☐問題あり ☐問題なし	
	廃止・休止の影響【22】	事業を止めた場合、受益者に不利益が生じる等の影響があるか。	☐影響あり ☐影響なし	
有効性〈判定〉C	目標の達成度【23】	成果指標の目標値は達成できたか。	☐達成 ☑未達成	早産、未熟児予防のため、様々な原因による胎児への影響の啓発を行う。早期に健康診査を受けられるよう、広報やたまログホームページ等で妊娠の相談窓口の啓発を行い、利用者支援事業所等と連携し早めの妊娠届出の啓発を行う。
	成果向上の余地【24】	成果がもっと上がる余地はないか。	☑余地あり ☐余地なし	
	上位施策への貢献度【25】	上位施策の目的達成に貢献しているか。	☑十分 ☐不十分	
効率性〈判定〉A	コスト低減の余地【26】	コストの低減について、これ以上検討の余地はないか。	☐余地あり ☑余地なし	
	民間の活用の余地【27】	民間委託など民間活力の活用について、これ以上検討の余地はないか。	☐余地あり ☑余地なし	
	執行方法改善の余地【28】	事務事業の執行上、簡素化又は改善できるプロセスはないか。	☐余地あり ☑余地なし	
	事業統合の余地【29】	類似する他の事務事業との統合について、これ以上検討の余地はないか。	☐余地あり ☑余地なし	
公平性	受益者負担の余地【30】	受益者負担について、これ以上検討の余地はないか。また、対象、負担額等は適切か。	☐余地あり ☐余地なし	

≪今後の方向性と改善≫

今後の方向性【31】	☐拡充して継続 ☐現状のまま継続 ☐縮小を検討 ☐休止・廃止を検討 ☑細事業の効率化【☑改善・見直し ☐民間活用 ☐他事業と統合 ☐廃止 】
判断理由及び見直し・改善の具体的内容	妊娠中の健康管理の充実や経済的負担の軽減のために事業継続は必要である。妊婦受診票初期交付率の向上のため、市広報紙やたまログホームページ等で妊婦の相談窓口の啓発を行い、利用者支援事業所等と連携し妊娠届出の早期提出を促していく。
昨年からの見直し・改善状況【32】	入力業務の検討（業者見積書徴収等）を行った結果、費用対効果から、現状がより効果的と判断した。今後は、職員と非常勤職員の業務分担を見直し入力業務を分担する。

■評価責任者記入欄■

		評価責任者
評価責任者（課長）の所見【33】	義務的に取り組む事業であり、母子保健に寄与しており継続すべき事業である。	中野 幸子